



篠栗町監査告示第 5 号

定期監査結果の指摘事項に対する措置の結果を、ここに告示する。

令和2年5月26日

篠栗町監査委員

同

今長谷

今長谷

潔

武和



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、篠栗町教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表するもの。



2 篠学第 1194 号

令和 2 年 5 月 20 日

篠栗町監査委員 今長谷 潔 様

篠栗町監査委員 今長谷 武和 様

篠栗町教育委員会

教育長 太郎良 順一



令和元年度定期監査指摘事項に係る措置について（通知）

令和元年 9 月 3 日付、元篠監第 284 号で報告を受けた、令和元年度定期監査における指摘事項について、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

指摘事項

篠栗町立小中学校補助金の学校長への不適切な支出

この件については、昨年度の定期監査で指導事項として改善を求めていたが、対処されていなかったので、再度、改善を求める。

補助金は篠栗町が第三者へ支出するもので、補助金の交付、受領は私法上の贈与である。

しかし、篠栗町教育委員会は、篠栗町立小中学校の 5 校の 学校長に対して、平成 30 年度 に 篠栗町立小中学校補助金 として 9, 751, 020 円を交付している。

篠栗町立の小中学校は篠栗町の一機関であり、その 学校長は校務をつかさどり、教職員を監督する職員であるため、学校長が補助金の交付対象者とはなりえない（地方自治法第 180 条の 6 、学校教育法第 37 条第 4 項）。

また、6 月から 7 月に それぞれの補助金が交付されているが、交付決定の前に、補助金が交付されることを見込んで所要の経費を教員などが立て替えて支出していた。不適切な処理である。

よって、 改善を求める。

措置の内容

篠栗町小中学校補助金交付要綱（平成 30 年教育委員会要綱第 1 号）を廃止し、篠栗町立小中学校の校外活動等に係る補助金交付要綱を令和 2 年 4 月 1 日から施行した。

主な内容は、旧要綱では、補助金の交付対象者は学校長であったが、新要綱では、クラブ活動等振興補助金においては、学校のクラブ活動・部活動振興会等の代表者又は学校運営協議会等の代表者、総合的な学習の時間に伴う補助金においては、各学校の校外活動実行委員会等の代表者又は学校運営協議会等の代表者、児童・生徒指導対策補助金においては、各学校の児童又は生徒指導委員会等の代表者又は学校運営協議会等の代表者、宿泊学習に伴う補助金においては、各学校の宿泊研修実行委員会等の代表者又は学校運営協議会等の代表者、諸大会出場補助金においては、大会出場者及びその随行者の代表者とした。

また、補助金の申請期間を、旧要綱においては、毎年度 5 月 1 日から 5 月 30 日までとしていたものを、新要綱では毎年度 4 月入学式日以降とし、早期に補助金を支出することにより、教員などによる立て替え払い等が起こらないよう配慮した。

指摘事項

条例での規則への委任による負担金徴収など

地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならない。（地方自治法第244条第1項）

また、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項は、条例で定める必要がある。（地方自治法第228条第1項）

しかし、下記の事項については、条例から委任された規則により定めているが、規則への委任にあたっては、地方自治法の趣旨を超える内容について規定することは適当ではないと考える。

よって、下記の事項については、議会の議決による条例で定めるべきある。

幼稚園の入園料及び授業料

篠栗町立幼稚園条例第3条により、篠栗町立幼稚園規則（第21条）及び篠栗町立幼稚園預かり保育実施規則（第10条）へ委任

措置の内容

幼稚園の入園料及び授業料に関する規定について、篠栗町立幼稚園条例第3条を一部改正し、篠栗町立幼稚園規則への委任から、本条例で定めることとした。

幼稚園預かり保育の保育料については、一部制度の見直しを検討しており、これと併せて早期に対応したい。

指摘事項

幼稚園長・小中学校長の公印規定の整備（学校教育課）

篠栗町立幼稚園・篠栗町立小中学校にはそれぞれの園長・学校長を示す角印があり、公文書等に公印として使用している。

しかし、篠栗町立幼稚園長・篠栗町立小中学校長の公印に関する規定がないので、整備されたい。

措置の内容

篠栗町立幼稚園及び小中学校公印規程を制定し、令和2年4月1日から施行した。